

# 相楽広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）概要版

## 1 条例の一部改正に至る検討経過

相楽広域行政組合※では、組合同規約第3条第3号の規定に基づき、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく一般廃棄物のうち、し尿処理施設の設置及び管理運営並びに経営の業務及びし尿処理に関する事務」を5市町村で共同して処理をしています。

し尿収集運搬業務を取り巻く環境は、下水道・浄化槽への切替えによる収集世帯の散在化や近年における人件費や物価の上昇による直接経費の増加に伴う、収集・運搬コストの増加により、非効率化や収集箇所当たりの費用の増加が生じています。

し尿収集運搬業務については、住民生活に直接影響を及ぼすことから、一日も止めることのできない業務であり、し尿収集運搬業者の経営の安定性を確保することが求められます。このような状況を受け、本年5月から構成市町村の衛生主管課長会議を3回開催（5月・7月・10月）し、議論を重ねて参りました。5月には、過去の改定の考え方を共有するとともに、今回の改定方針の考え方について各市町村の考え方を意見聴取すること、7月には、各市町村の意見聴取結果を踏まえ、原価計算（案）を検討し、検討した原価計算（案）で市町村において庁内調整を図っていただくこと、10月には、改めて原価計算（案）を確認することにより、段階を踏んで議論を行い、事務レベルでの改定後の手数料額を算定しました。

この協議内容を踏まえ、10月の本組合理事会において、慎重に審議しました結果、本条例の一部改正（案）を取りまとめました。

※相楽広域行政組合は、地方自治法第285条に基づく複合的一部事務組合です。

## 2 条例の一部改正内容

（し尿の処理手数料）

ふん尿（家畜のふん尿を除く。）の収集、運搬及び処分

| ＜改定後＞    | ＜改定前＞    | 改定額     |
|----------|----------|---------|
| 143円／10ℓ | 128円／10ℓ | 15円／10ℓ |

※改定時期：令和7年10月1日